

○豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱

実施	平成15.5.13
沿革	平成24.10.1 改定
	平成25.10.1 改定
	平成28.4.1 改定
	平成30.5.15 改定
	令和 3.1.1 改定
	令和 3.4.1 改定

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市において家庭系ごみを排出する際に使用する容器として、指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）の製造等の承認に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定ごみ袋の規格)

第2条 指定ごみ袋は、別に定める豊中市指定ごみ袋規格（以下「指定ごみ袋規格」という。）に基づいて製造等を行わなければならない。

(指定ごみ袋の製造等の承認基準等)

第3条 指定ごみ袋の製造をしようとする者（以下「申請者」という。）は、指定ごみ袋製造等承認申請書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められるときは、市長は、同項の承認をしない。

3 申請書には、別に定める豊中市指定ごみ袋承認申請要領に定める書類等を添付しなければならない。

4 市長は、第1項及び第3項による申請が適当で、指定ごみ袋規格に適合すると認めたときは、申請者に承認番号を付した指定ごみ袋製造等承認書（様式第2号）を交付する。

(改善の指示等)

第4条 市長は、前条第1項の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）が製造する指定ごみ袋が指定ごみ袋規格に適合しないと認めるときは、承認事業者に対し改善の指示及び指導をするものとする。

(承認の取消)

第5条 市長は、承認事業者が虚偽の申請をしたとき又は改善若しくは指導に従わないときは、当該指定ごみ袋に対する承認を取り消すことがある。

2 承認事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、市長は、第3条1項の承認を取り消すものとする。

3 第3条第1項の承認を取り消された者は、直ちに指定ごみ袋製造等承認書（様式第2号）を市長に返還しなければならない。

(指定ごみ袋製造等の廃止届)

第6条 承認事業者は、指定ごみ袋の製造等を廃止しようとするときは、指定ごみ袋製造等廃止届(様式第3号)を提出しなければならない。

(承認事業者の責務)

第7条 承認事業者は、指定ごみ袋の製造等に関し良好な品質管理に努めるとともに品不足等が生じないように、円滑な流通及び販売に努めなければならない。

2 承認事業者は、全市的な普及と市民の購入の利便を図るため、可能な限り多数の販売店の確保に努めなければならない。

3 承認事業者は、毎年9月30日までに、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出しなければならない。

(1) 豊中市内の販売店と販売価格一覧

(2) 市長が別に定めるところにより行った社内検査の結果

4 承認事業者は、レイアウト及び印字内容を変更したときは、速やかに、変更内容が分かるレイアウト図等を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年5月13日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成25年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年5月15日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

指定ごみ袋製造等承認申請書

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

申請者 所在地 _____

氏名又は名称 _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱の第3条第1項の規定により、指定袋製造等の承認を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

1. ごみ袋の内容等

材質	高密度ポリエチレン(再生原料使用の有無 有・無)			
	大(容量 45L)	中(容量 30L)	小(容量 15L)	ミニ(容量 10L)
大きさ	幅 650 mm	幅 560 mm	幅 450 mm	幅 350 mm
	長さ 800 mm	長さ 700 mm	長さ 550 mm	長さ 450 mm
厚さ	mm	mm	mm	mm
引張強度	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa
	横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa
ヒートシール強さ	N	N	N	N
特記事項 (袋の形態、販売 最小枚数等)				
商品見本	別紙のとおり(印刷前の現物)			

2. 年間生産・販売予定数量等

年間生産・販売 予定数量	大(容量 45L)	中(容量 30L)	小(容量 15L)	ミニ(容量 10L)
主たる国内製造場所				
製造工場名				
住 所				
電 話 番 号				

3. 外国法人等からの輸入の場合

製造会社名	
所 在 地	
生産予定数量	
輸入予定数量	

4. 製造段階での環境汚染防止対策の内容

5. 製品の品質・安全性への配慮

6. 担当窓口

担当部署	
担当者	
電話番号	
F A X	

注・豊中市暴力団排除条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、申請書等に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供することがあります。

指定ごみ袋製造等承認書

年 月 日

様

豊中市長

年 月 日に申請のあったごみ袋については、豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱の第3条第4項の規定により、次のとおり承認する。

記

1. 承認年月日年.....月.....日

2. 承認番号

3. 承認規格

材質	高密度ポリエチレン(再生原料使用の有無 有・無)			
	大(容量45L)	中(容量30L)	小(容量15L)	ミニ(容量10L)
大きさ	幅 650 mm	幅 560 mm	幅 450 mm	幅 350 mm
	長さ 800 mm	長さ 700 mm	長さ 550 mm	長さ 450 mm
厚さ	mm	mm	mm	mm
引張強度	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa	縦方向 MPa
	横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa	横方向 MPa
ヒートシール強さ	N	N	N	N
特記事項 (袋の形態、販売 最小枚数等)				

備考

- 1) 市場に流通している商品を抜き取り、検査する場合があります。
- 2) 規格に適合していない指定ごみ袋の製造等をした場合は、承認を取り消すことがあります。
- 3) ごみ袋の内容に追加及び変更が生じた場合は、指定ごみ袋製造等承認申請書を提出すること。
その際、厚さ、強度等の変更の場合は公的検査機関が発行する試験結果報告書等を添付すること。
- 4) 所在地、名称及び代表者の名前等申請内容に変更があった場合は直ちに届けること。

指定ごみ袋製造等廃止届

年 月 日

(あて先) 豊 中 市 長

届出者 所在地 _____

氏名又は名称 _____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

TEL _____

豊中市指定ごみ袋製造等承認基準要綱の第6条の規定により、指定袋製造等を廃止することについて、次のとおり届出します。

記

1. 承認年月日年.....月.....日

2. 承認番号

3. 廃止年月日年.....月.....日

4. 廃止理由

.....

.....

.....

.....

.....